

八峰町国土強靱化地域計画



令和2年3月

秋田県山本郡八峰町

目次

第1章 八峰町国土強靱化の基本的考え方

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 計画策定の趣旨及び位置付け | 3 |
| 3 計画の策定手順 | 5 |
| 4 基本目標【STEP1-①】 | 5 |
| 5 事前に備えるべき目標【STEP1-②】 | 5 |
| 6 基本的な方針【STEP1-③】 | 6 |
| (1) 八峰町国土強靱化の取り組み姿勢 | |
| (2) 適切な施策の組み合わせ | |
| (3) 効率的な施策の推進 | |
| (4) 地域の特性に応じた施策の推進 | |

第2章 脆弱性評価

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 評価の枠組み及び手順 | 8 |
| (1) 想定するリスク【STEP2-①】 | |
| (2) 起きてはならない最悪の事態【STEP2-②】 | |
| (3) 施策分野【STEP2-③】 | |
| (4) 評価の実施手順 | |
| 2 評価結果のポイント【STEP3】 | 16 |

第3章 八峰町国土強靱化の推進方針【STEP4】

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針 | 19 |
| 2 施策分野ごとの推進方針 | 24 |

第4章 計画の推進

- | | |
|------------------|----|
| 1 施策の重点化 | 30 |
| 2 重点施策の選定【STEP5】 | 30 |
| 3 推進体制 | 44 |

第5章 計画の見直し

45

第1章 八峰町国土強靱化の基本的考え方

1 はじめに

近年、我が国では、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など多くの自然災害にみまわれ、その都度、多くの尊い人命が奪われ、莫大な損失を被り続けてきました。そして、災害の度に、長い年月と費用をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返してきました。

《災害をもたらした気象事例》

【気象現象】

NO	名称	期間・現象等	「地域独自の名称等」、主な被害
1	平成5年8月豪雨	平成5年7月31日～8月7日	「8.6水害」、「鹿児島水害」。鹿児島市(鹿児島県)の土砂災害・洪水害等。
2	平成16年7月新潟・福島豪雨	平成16年7月12日～13日	「7.13新潟豪雨」。
3	平成16年7月福井豪雨	平成16年7月17日～18日	福井県の浸水害・土砂災害等。
4	平成18年豪雪	平成18年の冬に発生した大雪	屋根の雪下ろし等除雪中の事故や落雪による人的被害等。
5	平成18年7月豪雨	平成18年7月15日～24日	「平成18年7月鹿児島県北部豪雨」。諏訪湖(長野県)周辺の土砂災害・浸水害、天竜川(長野県)の氾濫等。
6	平成20年8月末豪雨	平成20年8月26日～31日	名古屋市・岡崎市(愛知県)の浸水害等。
7	平成21年7月中国・九州北部豪雨	平成21年7月19日～26日	「平成21年7月21日豪雨」、「山口豪雨災害」。
8	平成23年7月新潟・福島豪雨	平成23年7月27日～30日	五十嵐川・阿賀野川(新潟県)の氾濫等。
9	平成24年7月九州北部豪雨	平成24年7月11日～14日	「熊本広域大水害」、「7.12竹田市豪雨災害」。八女市(福岡県)・竹田市(大分県)の土砂災害・洪水害、矢部川(福岡県)の氾濫等。
10	平成26年8月豪雨	平成26年7月30日～8月26日	「広島豪雨災害」、「8.20土砂災害」、「2014年8月広島大規模土砂災害」、「丹波市豪雨災害」、「2014高知豪雨」。

11	平成27年9月関東・東北豪雨	平成27年9月9日～11日	「鬼怒川水害」。鬼怒川(茨城県)・渋井川(宮城県)の氾濫等
12	平成29年7月九州北部豪雨	平成29年7月5日～6日	朝倉市・東峰村(福岡県)・日田市(大分県)の洪水害・土砂災害等。
13	平成30年7月豪雨	平成30年6月28日～7月8日	「西日本豪雨」。広島県・愛媛県の土砂災害、倉敷市真備町(岡山県)の洪水害など、広域的な被害。

【地震現象】

NO	名称	期間・現象等	「地域独自の名称等」、主な被害
1	昭和58年(1983年)日本海中部地震	昭和58年5月26日	秋田県・青森県・山形県などの日本海側で10mを超える津波が発生。本町でも、死者15名、建物、商工業、農林水産、土木被害など、その被害総額は43億3千万円にも及んだ。
2	平成5年(1993年)釧路沖地震	平成5年1月15日	震源の深さが100km以深の被害地震。家屋や構造物に被害。
3	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	平成5年7月12日	「奥尻島の地震」、「奥尻島の津波」とも。津波と火災で大きな被害。
4	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	平成6年10月4日	北方四島に大きな被害。東北地方でも津波により被害。
5	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	平成6年12月28日	家屋等の建造物や道路損壊等の被害。
6	平成7年(1995年)兵庫県南部地震	平成7年1月17日	「阪神・淡路大震災」。兵庫県内に震度7の地域。家屋の倒壊や火災により大きな被害。高速道路や新幹線の高架にも被害。
7	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	平成12年10月6日	家屋等の被害や山崩れ、液状化現象が発生。
8	平成13年(2001年)芸予地震	平成13年3月24日	家屋等の被害や液状化現象が発生。
9	平成15年(2003年)十勝沖地震	平成15年9月26日	津波により被害。石油タンクのスロッシングによる火災も発生。

10	平成16年(2004年) 新潟県中越地震	平成16年10月23日	「新潟県中越大震災」とも。川口町(現:長岡市)で震度7。規模の大きな山崩れや岩盤崩壊が発生し、道路が寸断。河道閉塞も発生。
11	平成19年(2007年) 能登半島地震	平成19年3月25日	家屋等の被害や山崩れが発生。
12	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	家屋等の被害のほか、山崩れにより鉄道が寸断。
13	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	家屋等の被害のほか、大規模な山崩れや河道閉塞が発生。
14	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	「東日本大震災」。栗原市(宮城県)で震度7。東北地方を中心に津波により大きな被害。長周期地震動や液状化現象により被害も発生。
15	平成28年(2016年) 熊本地震	平成28年4月14日	益城町(熊本県)(4月14日、4月16日)、西原村(熊本県)(4月16日)で震度7。家屋等の被害のほか、大規模な山崩れが発生。
16	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	厚真町(北海道)で震度7。厚真町を中心に多数の山崩れ、道内で大規模停電。

※地震については、一連の地震活動が始まった日を記載

【火山現象】

NO	名称	期間・現象等	「地域独自の名称等」、主な被害
1	平成3年(1991年) 雲仙岳噴火	平成3年6月3日	火砕流や火山泥流により大きな被害。
2	平成12年(2000年) 有珠山噴火	平成12年3月31日	マグマ水蒸気噴火や地殻変動により家屋・道路等被害。

※火山現象については、一連の火山活動のうち、代表的な噴火が発生した期間・日を記載

2 計画策定の趣旨及び位置付け

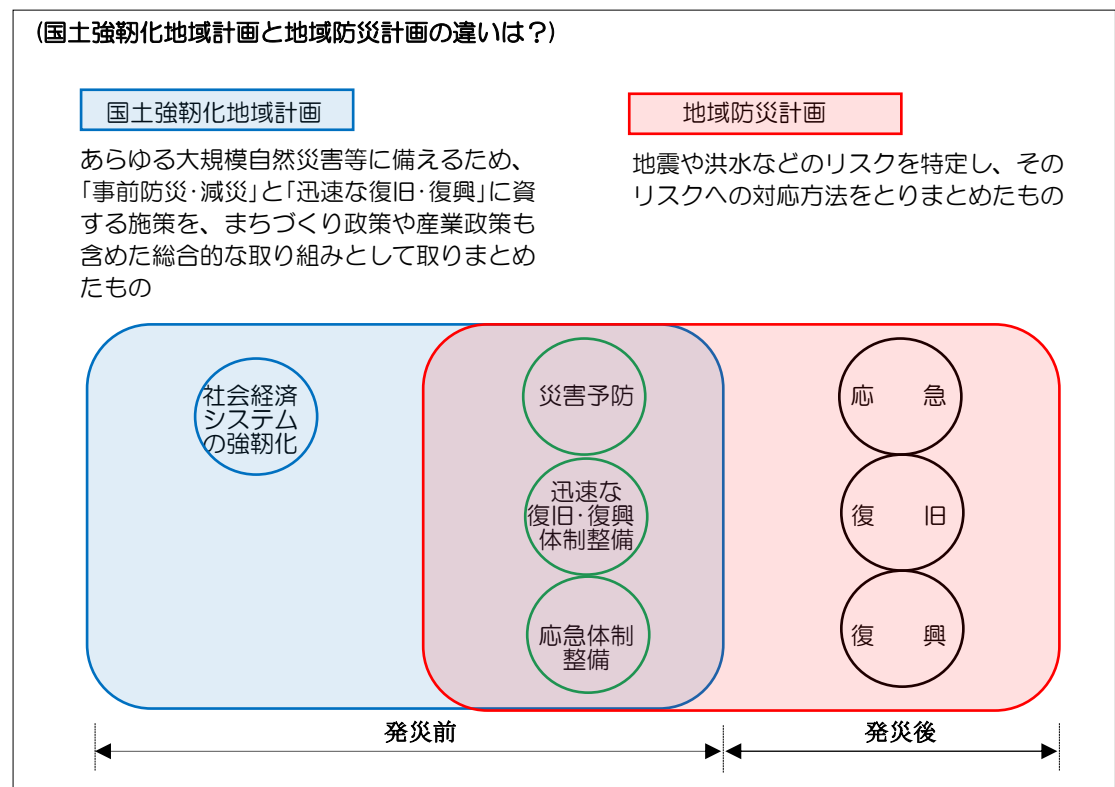
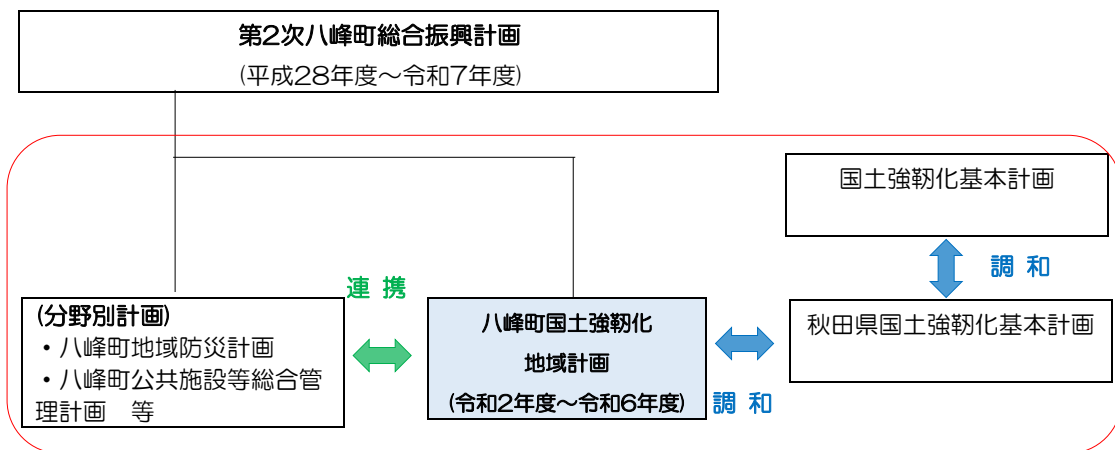
平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、国においては基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

基本法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上さ

せることが必要である。」とあります。

また、同法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられています。このため、第2次八峰町総合振興計画や他の分野別計画と連携し、重点的かつ分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進していきます。



3 計画の策定手順

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に従って作成しました。

また、国土強靱化では、自助・共助・公助の組み合わせ重要であることから、本町においては、職員による議論、検討だけではなく、住民の意見を幅広く集約することができる「町長と語る会(自治会単位)」や「自治会長会議(全自治会参加)」等を通じて、本計画の策定に取り組みました。

【策定手順】

STEP1	【地域を強靱化する上での目標の明確化】 地域を強靱化する上での①「基本目標」、②「事前に備えるべき目標」及び③「基本的な方針」を設定
STEP2	【起きてはならない最悪の事態、強靱化施策分野の設定】 本町の①「リスク」(大規模自然災害)、②「起きてはならない最悪の事態」及び③強靱化「施策分野」を設定
STEP3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 本町のリスク(大規模自然災害)を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価

4 基本目標【STEP1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な町域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本町の将来を描く上で極めて重要です。このため、本町における強靱化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画及び県の地域計画を参考に次のとおり設定しました。

- いかなる事態が発生しても、
- ① 人命の保護が最大限図られる。
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
 - ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される。
 - ④ 迅速に復旧復興がなされる。
とともに、本計画の推進を通じて
 - ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する。

5 事前に備えるべき目標【STEP1-②】

本町における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靱化基本計画を参考に、次のとおり設定しました。

- いかなる事態が発生しても、
- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
 - ② 大規模自然災害発生直後の避難所等への移動、及び救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)。
 - ③ 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。

- ④ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6 基本的な方針【STEP1-③】

本県は、進学・就職期を中心とする若者の県外流出とそれに伴う少子高齢化・過疎化の進行により、大潟村を除く全ての県内市町村が、2040年時点で、20～39歳の女性人口が半減する、いわゆる「消滅可能性都市」とみなされています。（平成26年5月、民間研究機関「日本創成会議」が発表）

本町の国土強靱化を推進する上で、最大の懸案である人口問題に関する各施策とは当然にして整合性が必要であり、また、地方創生の各施策とは密接な連携が必要です。

これらを一体的に含有し、社会資本や社会経済システム等を強靱化するとともに、地域の活性化、快適な生活空間・環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、基本目標を踏まえ、本町の強靱化を次の方針に基づき推進します。

(1) 八峰町の国土強靱化の取り組み姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取り組みにあたる。
- ② 短期的な視点によらず、時間的管理概念を持ちつつ、長期的な視野をもって取り組みにあたる。
- ③ 大局的・システムの視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組みにあたる。
- ④ 秋田県強靱化への貢献、連携を念頭に置きながら取り組みにあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する町民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、本町の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本町の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本町が直面する大規模自然災害等のさまざまなリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP2-①】

町民生活・地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、県の地域計画と同様、町内で起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

町内で起こりうる具体的な災害としては、地震・津波、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

自然災害	本町の想定するリスク
地震	<p>○海域A+B+C連動地震(M8.7) 予測される本町の最大震度7</p> <p>○海域A+B連動地震(M8.5) 予測される本町の最大震度6強</p> <p>○海域A地震(M7.9) 予測される本町の最大震度6弱</p> <p>【最近の大規模地震】</p> <p>○東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(M9.0)／平成23年3月11日 ＜主な被害＞ 負傷者7人、住家一部破損4棟、非住家全半壊3棟、ブロック塀崩壊3棟、農業施設18棟、水産被害稚魚等約34万匹、長時間停電 等</p> <p>○岩手・宮城内陸地震(M7.2)／平成20年6月14日 ＜主な被害＞ 行方不明者2人、負傷者21人、住家半壊1棟、一部損壊9棟、林産36件、道路100箇所 等</p> <p>○日本海中部地震(M7.7)／昭和58年5月26日 ＜主な被害＞ 死者83人、負傷者265人、住家全壊1,132棟、半壊2,632棟、一部破損2,875棟 等</p>
特別警報レベルの大雨・大雪	<p>○大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p> <p>○大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p>

《参考資料 1 日本海中部地震被害》

町の地震による被害は、昭和 58 年に起きたマグニチュード 7.7 の日本海中部地震による被害が甚大で、震度 5 を記録し、本町沿岸に津波が襲来し、死者 15 名、建物、商工業、農林水産、土木被害などその被害額は、49 億 3 千万円にも及びました。

発 生 日 時	昭和 58 年 5 月 26 日 11 時 59 分 57 秒		
震 源 地	秋田・青森県境沖 100 k m 深さ約 14 k m 北緯 40 度 22 分 東経 139 度 04 分		
規 模	マグニチュード 7.7 震央から 100～130 k m の秋田、深浦で震度 5 の強震		
津 波	第 1 波 12 : 15 頃 (岩館漁港) 12 : 26 頃 (水沢浜) 波の高さ 14m (水沢浜)		
被害の状況	旧八森町	旧峰浜村	
人 的 被 害	死者 10 人 負傷者 20 人	死者 5 人 負傷者 1 人	
建物被害	住 家	全壊 16 棟 半壊 34 棟 流失 1 棟 一部破損 64 棟 床上浸水 48 棟 床下浸水 48 棟 被災世帯 227 世帯 被災者数 836 人 被害額 350,920 千円	半壊 1 棟 一部破損 9 棟 被災世帯 16 世帯 被災者数 68 人 被害額 31,900 千円
	非 住 家	227 棟 被害額 144,040 千円	39 棟 被害額 8,000 千円
	文教被害	中学校 1、小学校 2、保育園 1 被害額 2,804 千円	小学校 3 被害額 1,709 千円
商工業被害	被害額 494,455 千円	被害額 48,280 千円	
農林被害	農 地	陥没・冠水 9.75 h a 被害額 14,163 千円	隆起・陥没・冠水 103.1 h a 被害額 405,450 千円
	林 務	林道・治山 6 件 被害額 19,199 千円	林道・治山 12 件 被害額 47,790 千円
	施 設	2 箇所 被害額 3,759 千円	30 箇所 被害額 133,700 千円
水産被害	漁船・漁具	漁船 216 隻 漁具(建物)35 被害額 979,250 千円	漁船 34 隻 漁具 31 被害額 107,980 千円
	施 設	港湾 2 海岸施設 3 被害額 1,493,000 千円	2 箇所 被害額 101,350 千円
土木被害	砂 防		11 箇所 被害額 414,000 千円
	道 路	14 箇所 被害額 80,339 千円	11 棟 被害額 1,200 千円
	河川・橋梁	3 箇所 被害額 2,050 千円	4 箇所 被害額 29,514 千円
その他被害	水道施設 14 箇所 被害額 1,538 千円 畜産業 豚舎 1 棟 豚 110 頭 被害額 13,651 千円	危険物施設 1 箇所 消防施設(器具置場) 1 箇所 被害額 146 千円	
消防機関の活動人員	消防職員 延 105 人 (能代地区消防本部)		

《参考資料2 地震被害想定(秋田県地震被害想定調査より)》

県では、日本海中部地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできました。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対応、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにしました。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成8年度以来2回目となる地震被害想定調査を平成24年度から実施し、平成25年8月に報告書を公表しました。

NO	想定地震	M	設定根拠	最大震度予測	
				最大震度	八峰町
1	能代断層帯	7.1	国	7	6強
2	花輪東断層帯	7.0	国	7	4
3	男鹿地震	7.0	過去に発生	6強	5強
4	天長地震	7.2	過去に発生	7	5強
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自	7	4
6	北由利断層	7.3	国	7	5弱
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生	7	4
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国	6強	4
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国	6強	4
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国	6弱	4
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国	6弱	4
12	象潟地震	7.3	過去に発生	7	4
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自	7	5強
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自	7	5弱
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自	7	5強
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国	6弱	4
17	折爪断層	7.6	国	6強	5弱
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国	5強	4
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国	6弱	5弱
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国	6強	4
21	新庄盆地断層帯	7.1	国	5強	3
22	海域 A(日本海中部地震を参考)	7.9	過去に発生	6弱	6弱
23	海域 B(佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自	6強	6弱
24	海域 C(新潟県北部沖、山形県沖を参考)	7.5	過去に発生	5強	4
25	海域 A+B 連動	8.5	県独自	6強	6強
26	海域 B+C 連動	8.3	県単独	6強	6強
27	海域 A+B+C 連動	8.7	県独自	7	7

《参考資料3 地震区分別被害想定(秋田県地震被害想定調査より)》

地震区分 被害想定項目			1	3	4	13	14	15
			能代断層帯	男鹿地震	天長地震	横手盆地 真昼山地連動	秋田仙北地 震震源北方 秋田仙北地 震連動	天長地震 北由利断層 連動
マグニチュード			7.1	7.0	7.2	8.1	7.7	7.8
町域最大震度			6強	5強	5強	5強	5弱	5強
建物被害	建物全壊	夏	157	4	4	5	2	2
		冬	174	4	4	5	2	2
	建物半壊	夏	607	5	2	11	0	2
		冬	672	5	2	11	0	2
火災被害	焼失棟数	夏10時	0	0	0	0	0	0
		冬2時	0	0	0	0	0	0
		冬18時	36	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	夏10時	4	0	0	0	0	0
		冬2時	10	0	0	0	0	0
		冬18時	8	0	0	0	0	0
	負傷者数	夏10時	69	1	0	2	0	0
		冬2時	112	1	0	2	0	0
		冬18時	87	1	0	2	0	0
ライフライン被害	上水道	被災箇所	41	1	2	12	0	2
		断水人口	2,804	150	192	1,229	7	162
	下水道	被災延長	2,700	675	548	971	331	472
		支障人口	368	92	75	133	45	64
	停電世帯数	夏10時	1,302	86	84	110	38	40
		冬2時	1,445	86	84	110	38	40
		冬18時	1,445	86	84	110	38	40
	LPガス支障人口		283	0	0	0	0	0
	電話等不通回線数	夏10時	29	1	1	1	0	0
		冬2時	32	1	1	1	0	0
		冬18時	68	1	1	1	0	0
	避難者数 (最大4日後)	夏10時	1,143	51	63	384	4	52
冬2時		1,363	53	64	387	4	52	
冬18時		1,380	53	64	387	4	52	
震災廃棄物 (t)	夏10時	44,716	673	517	1,098	193	307	
	冬2時	48,741	673	517	1,098	193	307	
	冬18時	49,858	673	517	1,098	193	307	
生活物資等の不足量	食料不足量 (食)	夏10時	4,116	183	226	1,382	14	187
		冬2時	4,907	189	229	1,394	14	189
		冬18時	4,969	189	229	1,394	14	189
	飲料水(t)		8	0	1	4	0	0
	必要仮設トイレ数	夏10時	31	2	2	12	0	2
		冬2時	34	2	2	12	0	2
		冬18時	34	2	2	12	0	2
	応急仮設住宅数	夏10時	266	12	15	89	1	12
		冬2時	317	12	15	90	1	12
		冬18時	321	12	15	90	1	12

地震区分				22	23	25	26	27
				海域 A	海域 B	海域 A+B	海域 B+C	海域 A+B+C
被害想定項目								
マグニチュード				7.9	7.9	8.5	8.3	8.7
町域最大震度				6弱	6弱	6強	6弱	6強
建物 被害	建物 全壊	夏		542	60	2,238	143	2,948
		冬		543	63	2,263	158	2,994
	建物 半壊	夏		825	301	1,691	769	1,925
		冬		818	295	1,810	839	2,060
火災 被害	焼失棟数	夏10時		0	0	0	0	2
		冬2時		0	0	0	0	2
		冬18時		0	0	53	0	141
人的 被害	死者数	夏10時		0	0	11	2	24
		冬2時		0	0	26	5	56
		冬18時		0	0	19	4	42
	負傷 者数	夏10時		18	20	156	64	240
		冬2時		26	29	248	105	367
		冬18時		21	23	193	81	291
ライフ ライン 被害	上水道	被災箇所		20	15	53	41	86
		断水人口		1,881	1,535	3,485	3,061	4,362
	下水道	被災延長		1,761	1,624	4,419	2,491	5,514
		支障人口		240	222	603	340	752
	停電 世帯数	夏10時		291	272	2,491	1,527	2,663
		冬2時		338	338	2,557	1,706	2,688
		冬18時		338	338	2,557	1,706	2,688
	LPガス支障人口			117	85	532	284	651
	電話等不 通回線数	夏10時		11	9	72	23	143
		冬2時		11	10	79	26	157
		冬18時		11	10	132	26	296

避難者数 (最大4日後)	夏10時		1,143	608	2,682	1,250	3,265	
	冬2時		1,368	698	3,083	1,509	3,681	
	冬18時		1,368	698	3,083	1,509	3,681	
震災廃棄物 (t)	夏10時		107,766	21,307	344,244	54,300	434,740	
	冬2時		107,619	21,274	350,416	58,370	442,596	
	冬18時		107,619	21,274	352,075	58,370	446,956	
生活物資等 の不足量	食料不 足量 (食)	夏10時		3,837	2,190	9,656	4,502	11,753
		冬2時		3,908	2,513	11,101	5,432	13,251
		冬18時		3,908	2,513	11,101	5,432	13,251
	飲料水(t)			6	5	10	9	13
	必要仮 設トイレ 数	夏10時		25	16	56	34	70
		冬2時		28	18	61	37	75
		冬18時		28	18	61	37	75
	応急仮 設住宅 数	夏10時		266	141	624	291	759
		冬2時		318	162	717	351	856
		冬18時		318	162	717	351	856

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP2-②】

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行う（基本法第 17 条第 3 項）とされており、国の基本計画を参考に、積雪寒冷地である本町の地域特性等を考慮して、7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる 25 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

NO	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 大規模津波等による死傷者の発生
		1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街等の浸水
		1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
		1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後の避難所等への移動、及び救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停帯
		2-4 避難所等の確保及び機能強化
		2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
		4-2 電気、石油等の供給機能の停止
		4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 (サプライチェーンとは?) 原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり
6	制御不能な二次災害を発生させない。	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
		7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野【STEP2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う(基本法第17条第4項)とされており、本町の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靱化基本計画に定める12の個別政策分野及び5つの横断分野を参考に、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

<p><個別施策分野></p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 行政機能等 (イ) インフラ・住環境 (ウ) 保健医療・福祉 (エ) 産業・エネルギー・情報通信 (オ) 国土保全・交通・物流 (カ) 農林水産・環境 <p><横断的分野></p> <ul style="list-style-type: none"> (キ) 地域づくり・リスクコミュニケーション(リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーション等) (ク) 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」】

NO	起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<input type="checkbox"/> 耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する。 <input type="checkbox"/> 建築物等の倒壊により、被害が拡大する。 <input type="checkbox"/> 家具類の転倒により、死傷者・負傷者が多発する。 <input type="checkbox"/> 火災の発生に気がつかず、逃げ遅れる。
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生	<input type="checkbox"/> 津波到達までに逃げ切れない。
	1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街の浸水	<input type="checkbox"/> 河川堤防など、構造物が破損する。 <input type="checkbox"/> 浸水地域に要救助者が取り残される。
	1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	<input type="checkbox"/> 土石流・崖崩れ等の情報が伝達されない <input type="checkbox"/> 土石流・崖崩れ等に巻き込まれる。
	1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	<input type="checkbox"/> 道路が雪で交通不能になる。 <input type="checkbox"/> 雪下ろしによる死傷者が多数発生する。

	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○関係機関の情報が途絶える。 ○被災現場の情報が届かない。 ○町民へ情報伝達できない。
	1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○避難の遅れにより、死傷者が発生する。
2	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する。 ○救援物資が届かない。
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	○孤立地区の被害状況を把握できない。 ○孤立状態を解消できない。
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停帯	○消防庁舎の被災等により、応急活動機能を喪失する。 ○応急活動を行う人員が不足する。
	2-4 避難所等の確保及び機能強化	○被災者が避難所の場所を把握していない。 ○避難所等が被災して使用できない。 ○避難所の良好な生活環境を確保できない。 ○避難所外への避難者を把握できない。
	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	○医療施設が機能を喪失する。 ○医薬品等を確保できない。
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○避難所での感染症が集団発生する。 ○被災地で衛生環境が悪化する。
3	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	○業務が継続できない。 ○町庁舎等が損壊する。 ○町庁舎等が停電する。
4	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	○道路網が寸断される。 ○漁港施設の機能が停止する。
	4-2 電気、石油等の供給機能の停止	○大規模かつ長期にわたり停電する。 ○石油類燃料が確保できない。 ○長期にわたり、LP ガスの供給機能が停止する。
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	○上水道機能が停止する。 ○消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される。
	4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道機能が停止する。 ○農業集落排水及び漁業集落排水の機能が停止する。
	4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	○長期にわたり、電話等の情報伝達機能が停止する。
5	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	○町内の企業活動が停止する。
6	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池が決壊、または機能不全に陥る。 ○ダム(県施設)が決壊、または機能不全に陥る。 ○防災施設が損壊、または機能不全に陥る。
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・森林等の荒廃により、防災機能が低下する。
7	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理が滞る。
	7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に建設事業者の協力が得られない。 ○ボランティアの受け入れが円滑に進まない。
	7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に地域コミュニティ機能が減退する。

2 評価結果のポイント【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」の主なポイントは、次のとおりです。

＜目標1＞ 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	評価結果の主なポイント
(最悪の事態 1-1) 「大地震による建物等の倒壊 や火災による死傷者の発生」	住宅や公共特定建築物(※)等の耐震化を推進する必要があります。 (特定建築物とは?) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物
(最悪の事態 1-2) 「大規模津波等による死傷者の発生」	津波ハザードマップの作成や津波避難計画の策定を促進する必要があります。
(最悪の事態 1-3) 「集中豪雨等による広域かつ 長期的な住宅街の浸水」	河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化対策を推進する必要があります。また、洪水ハザードマップ及び避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)を更新していく必要があります。
(最悪の事態 1-4) 「大規模な土砂災害等による 死傷者の発生」	土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要があります。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)を更新していく必要があります。
(最悪の事態 1-5) 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」	効果的な道路除雪や雪害対策施設整備により冬期の円滑な交通確保を図る必要があるほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や空き家の倒壊対策等を推進する必要があります。
(最悪の事態 1-6) 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」	「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、登録制メールやツイッターなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を強化していく必要があります。
(最悪の事態 1-7) 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」	自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

＜目標2＞ 大規模自然災害発生直後の避難所等への移動、及び救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)。	
起きてはならない最悪の事態	評価結果の主なポイント
(最悪の事態 2-1) 「被災地での食料・飲料水等、 生命に関わる物資供給の長期 停止」	県及び町の共同備蓄品目の計画的な整備を推進する必要があるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結に努め、大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを進める必要があります。
(最悪の事態 2-2) 「多数かつ長期にわたる孤立 集落等の発生」	治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進する必要があるほか、孤立する恐れのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する必要があります。

(最悪の事態 2-3) 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」	消防施設等の整備を促進する必要があります。また、消防団員の確保のための広報活動を行う必要があるほか、機能別消防団員の維持、消防団協力事業所等の認定等の取り組みを促進する必要があります。
(最悪の事態 2-4) 「避難所等の確保及び機能強化」	避難場所の周知を図るとともに、避難所等の確保及び機能強化を図る必要があります。
(最悪の事態 2-5) 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」	災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の強化を推進する必要があります。
(最悪の事態 2-6) 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」	平時から定期予防接種を促進させる必要があります。また、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要があります。

<目標 3> 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。	
起きてはならない最悪の事態	評価結果の主なポイント
(最悪の事態 3-1) 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」	業務継続計画(BCP)を更新していく必要があります。

<目標 4> 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
起きてはならない最悪の事態	評価結果の主なポイント
(最悪の事態 4-1) 「地域交通ネットワークが分断する事態」	道路等の各施設について、計画的な整備や老朽化対策等を推進する必要があります。
(最悪の事態 4-2) 「電気、石油等の供給機能の停止」	各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化していく必要があります。
(最悪の事態 4-3) 「上水道等の長期間にわたる機能停止」	施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進する必要があります。
(最悪の事態 4-4) 「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」	下水道施設及び農業集落排水施設、漁業集落排水施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に推進していく必要があります。
(最悪の事態 4-5) 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」	通信施設等の設備を強化していく必要があります。

<目標 5> 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	
起きてはならない最悪の事態	評価結果の主なポイント

(最悪の事態 5-1) 「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」	町内企業等の業務継続計画 (BCP) 策定を促進する必要があります。
-----------------------------------------	------------------------------------

<目標 6> 制御不能な二次災害を発生させない。

起きてはならない最悪の事態	評価結果の主なポイント
(最悪の事態 6-1) 「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」	ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進する必要があります。
(最悪の事態 6-2) 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」	治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化していく必要があります。

<目標 7> 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

起きてはならない最悪の事態	評価結果の主なポイント
(最悪の事態 7-1) 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」	災害廃棄物処理計画の策定など災害時の処理体制の構築等を強化する必要があります。
(最悪の事態 7-2) 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」	災害対応に不可欠な建設関係団体との連携を強化していくとともに、災害ボランティアの受け入れ体制等を構築する必要があります。
(最悪の事態 7-3) 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」	地域応援プラン等により、地域の活動をさらに支援していく必要があります。

第3章 八峰町国土強靱化の推進方針【STEP4】

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本町の強靱化に向けて、本町が取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

＜目標1＞ 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	
起きてはならない最悪の事態	推進方針
(最悪の事態 1-1) 「大地震による建物等の倒壊 や火災による死傷者の発生」	<p>「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅の耐震化 ② 公共特定建築物の耐震化 ③ 学校の耐震化 ④ 病院の耐震化 ⑤ 社会福祉施設等の耐震化 <p>「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 空き家対策 <p>「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 家具類の固定など室内安全対策 <p>「火災の発生に気がつかず、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑧ 住宅用火災警報器の設置
(最悪の事態 1-2) 「大規模津波等による死傷者の発生」	<p>「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 津波浸水想定の設定 ② 津波ハザードマップの作成 ③ 津波避難計画の策定
(最悪の事態 1-3) 「集中豪雨等による広域かつ 長期的な住宅街の浸水」	<p>「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 河川改修等の治水対策 ② 河川関連施設の老朽化対策 <p>「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 洪水ハザードマップの作成 ④ 避難勧告等の判断基準等の策定(水害)
(最悪の事態 1-4) 「大規模な土砂災害等による 死傷者の発生」	<p>「土石流・崖崩れ等の情報が伝達されない」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸別受信機の設置 <p>「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 土砂災害対策施設の整備 ③ 土砂災害対策施設の老朽化対策

	④ 土砂災害警戒区域等の指定 ⑤ 土砂災害ハザードマップの作成 ⑥ 避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害)
(最悪の事態 1-5) 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」	「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針 ① 道路除雪等による冬期の交通確保 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針 ② 雪下ろし事故防止対策
(最悪の事態 1-6) 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」	「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針 ① 関係行政機関等による情報共有体制の強化 ② 県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 ③ 県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針 ④ 可搬型画像システムによる災害情報の収集 「町民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針 ⑤ 緊急情報メール、SNS 等による情報伝達手段の整備 ⑥ Jアラートによる情報伝達 ⑦ 避難勧告等の判断基準等の策定 (再掲) 1-2③(津波避難計画の策定) (再掲) 1-3④(避難勧告等の判断基準等の策定(水害)) (再掲) 1-4⑥(避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害))
(最悪の事態 1-7) 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」	「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針 ① 自主防災活動の充実、強化 ② 地域の防災・避難訓練の実施 ③ 防災講座の充実 ④ 学校における防災教育の充実 ⑤ 多様な主体が参画する防災訓練の実施

<目標 2> 大規模自然災害発生直後の避難所等への移動、及び救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
(最悪の事態 2-1) 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」	「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針 ① 県との共同備蓄物資の整備 ② 民間事業者との物資調達協定の締結 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針 ③ 自助による備蓄の促進 ④ 避難所への備蓄の促進 ⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 ⑥ 物資の輸送、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定、運用
(最悪の事態 2-2) 「多数かつ長期にわたる孤立」	「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

<p>集落等の発生」</p>	<p>① 孤立する恐れのある地区の現状把握 ② 通信手段の確保</p> <p>「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>③ 孤立予防対策 (再掲)1-3①(河川改修等の治水対策) (再掲)1-4②(土砂災害対策施設の整備) (再掲)4-1②(道路施設の老朽化対策) (再掲)4-1③(道路の防災対策)</p> <p>④ 発電機など電力の確保 ⑤ 緊急物資の備蓄</p>
<p>(最悪の事態 2-3) 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」</p>	<p>「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 消防施設等の計画的な整備 ② 消防施設における燃料の確保</p> <p>「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針</p> <p>③ 消防団への加入促進 ④ 消防団員の技術力の向上 ⑤ 緊急消防援助隊の受援計画の見直し</p>
<p>(最悪の事態 2-4) 「避難所等の確保及び機能強化」</p>	<p>「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 ② 福祉避難所の指定</p> <p>「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>③ 学校、公民館の防災機能の強化 ④ 公園、学校における避難場所機能の確保</p> <p>「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>⑤ 避難所における生活環境の整備</p> <p>「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>⑥ 避難所外の場所に滞在する被災者への支援</p>
<p>(最悪の事態 2-5) 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」</p>	<p>「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 病院の業務継続体制の強化</p> <p>「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>② 医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備</p>
<p>(最悪の事態 2-6) 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」</p>	<p>「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 平時からの感染症予防対策の強化</p> <p>「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針</p> <p>② 健康危機管理能力の向上</p>

＜目標 3＞ 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。	
起きてはならない最悪の事態	推進方針
(最悪の事態 3-1) 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」	<p>「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 町の業務継続体制の強化</p> <p>「町庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針</p> <p>② 町庁舎の耐震性の強化</p> <p>③ 執務環境の整備</p> <p>「町庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針</p> <p>④ 停電時の行政機能の確保</p> <p>⑤ 非常用電源等の確保</p> <p>⑥ 停電対応訓練の実施</p>

＜目標 4＞ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	
起きてはならない最悪の事態	推進方針
(最悪の事態 4-1) 「地域交通ネットワークが分断する事態」	<p>「道路網が寸断される」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 幹線道路等の整備</p> <p>② 道路施設の老朽化対策</p> <p>③ 道路の防災対策</p> <p>「漁港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p> <p>④ 防災拠点漁港の耐震化</p>
(最悪の事態 4-2) 「電気、石油等の供給機能の停止」	<p>「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 電力施設、設備の強化</p> <p>「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針</p> <p>② 石油類燃料の確保</p> <p>「長期にわたり LP ガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p> <p>③ LP ガス供給施設・設備の強化</p>
(最悪の事態 4-3) 「上水道等の長期間にわたる機能停止」	<p>「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 水道施設の耐震化</p> <p>② 水道施設の老朽化対策</p> <p>③ 水道における業務継続体制の強化</p> <p>「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針</p> <p>④ 消火栓の老朽化対策</p>
(最悪の事態 4-4) 「污水处理施設等の長期間にわたる機能停止」	<p>「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p> <p>① 下水道施設の耐震化</p> <p>② 下水道施設の老朽化対策</p> <p>③ 下水道における業務継続体制の強化</p> <p>「農業集落排水及び漁業集落排水の機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p> <p>④ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の耐震化</p> <p>⑤ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の老朽化対策</p>

	⑥ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設における業務継続体制の強化
(最悪の事態 4-5) 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」	「長期にわたり電話等の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針 ① 電話施設、設備の強化 ② 携帯電話設備等の信頼性向上

<目標 5> 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	
起きてはならない最悪の事態	推進方針
(最悪の事態 5-1) 「サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞」	「町内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針 ① 企業等における業務継続体制の強化

<目標 6> 制御不能な二次災害を発生させない。	
起きてはならない最悪の事態	推進方針
(最悪の事態 6-1) 「ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生」	「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針 ① ため池ハザードマップの整備 ② 農業用ため池の整備 「ダム(県施設)が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針 ③ 県との連絡体制の強化 「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針 ④ 河川、土砂災害対策関連施設の老朽化対策(再掲)1-3②(河川関連施設の老朽化対策) (再掲)1-4③(土砂災害対策施設の老朽化対策)
(最悪の事態 6-2) 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」	「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針 ① 治山対策 ② 農業、農村の多面的機能の確保 ③ 農業水利施設の保全管理 ④ 森林整備

<目標 7> 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	
起きてはならない最悪の事態	推進方針
(最悪の事態 7-1) 「災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態」	「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針 ① 災害廃棄物処理等の協力体制の構築 ② 災害廃棄物の処理体制の整備
(最悪の事態 7-2) 「復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」	「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針 ① 災害対応に不可欠な建設業との連携 「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

	② 災害ボランティアセンターの設置、運営 ③ 災害ボランティアコーディネーターの養成
(最悪の事態 7-3) 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」	「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針 ① 地域応援プランによる支援 (再掲)1-6①(自主防災活動の充実・強化) (再掲)2-3③(消防団への加入促進)

2 施策分野ごとの推進方針

<個別施策分野>

(ア)行政機能等

区分	施策方針
行政機能	<p>「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定等【2-4①】 ・福祉避難所の指定【2-4②】 <p>「避難所の良好な生活環境を確保できない」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における生活環境の整備【2-4⑤】 <p>「避難所外の避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所外の場所に滞在する被災者への支援【2-4⑥】 <p>「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の業務継続体制の強化【3-1①】 <p>「町庁舎等が損壊する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町庁舎の耐震性の強化【3-1②】 ・執務環境の整備【3-1③】 <p>「町庁舎等が停電する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電時の行政機能の確保【3-1④】 ・非常用電源等の確保【3-1⑤】 ・停電対応訓練の実施【3-1⑥】
情報通信	<p>「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等による情報共有体制の強化【1-6①】 ・県総合防災情報システムによる迅速、確実な情報伝達体制の強化【1-6②】 ・県情報集約配信システムによる情報収集、伝達手段の確保【1-6③】 <p>「被災現場の情報が届かない」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型画像システムによる災害情報の収集【1-6④】 <p>「町民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備【1-6⑤】 ・Jアラートによる情報伝達【1-6⑥】 ・避難勧告等の判断基準等の策定【1-6⑦】

訓練・普及啓発	<p>「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災活動の充実、強化【1-7①】 ・ 地域の防災、避難訓練の実施【1-7②】 ・ 防災講座の充実【1-7③】 ・ 学校における防災教育の充実【1-7④】 ・ 多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-7⑤】
消防	<p>「消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防施設等の計画的な整備【2-3①】 ・ 消防施設における燃料の確保【2-3②】 <p>「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団への加入促進【2-3③】 ・ 消防団員の技術力の向上【2-3④】 ・ 緊急消防援助隊の受援計画の見直し【2-3⑤】 <p>「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓の老朽化対策【4-3④】

(イ)インフラ・住環境

施策方針	
	<p>「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」を回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の耐震化【1-1①】 ・ 公共特定建築物の耐震化【1-1②】 ・ 学校の耐震化【1-1③】 ・ 病院の耐震化【1-1④】 ・ 社会福祉施設等の耐震化【1-1⑤】 <p>「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策【1-1⑥】 <p>「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家具類の固定など室内安全対策【1-1⑦】 <p>「火災の発生に気がつかず、逃げ遅れる」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用火災警報器の設置【1-1⑧】 <p>「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雪下ろし事故防止対策【1-5②】 <p>「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、公民館の防災機能の強化【2-4③】 <p>「上水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の耐震化【4-3①】 ・ 水道施設の老朽化対策【4-3②】 ・ 水道における業務継続体制の強化【4-3③】 <p>「下水道機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化【4-4①】 ・ 下水道施設の老朽化対策【4-4②】 ・ 下水道における業務継続体制の強化【4-4③】 <p>「農業集落排水及び漁業集落排水の機能が停止する」ことを回避するための推進方針</p>

- ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の耐震化【4-4④】
- ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の老朽化対策【4-4⑤】
- ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設における業務継続体制の強化【4-4⑥】

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための推進方針

- ・地域応援プランによる支援【7-3①】
- ・(再掲)1-7①(自主防災活動の充実・強化)
- ・(再掲)2-3③(消防団への加入促進)

(ウ)保健医療・福祉

施策方針

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ・病院の業務継続体制の強化【2-5①】

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ・医薬品、医療機器等の供給、確保体制の整備【2-5②】

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- ・平時からの感染症予防対策の強化【2-6①】

「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

- ・健康危機管理能力の向上【2-6②】

「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための推進方針

- ・災害ボランティアセンターの設置、運営【7-2②】
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成【7-2③】

(エ)産業・エネルギー・情報通信

施策方針

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための推進方針

- ・電力施設、設備の強化【4-2①】

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

- ・石油類燃料の確保【4-2②】

「長期にわたりLPガスの供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ・LPガス供給施設・設備の強化【4-2③】

「長期にわたり電話等の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ・電話施設、設備の強化【4-5①】
- ・携帯電話設備等の信頼性向上【4-5②】

「町内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ・企業等における業務継続体制の強化【5-1①】

(オ) 国土保全・交通・物流

施策方針

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための推進方針

- ・河川改修等の治水対策【1-3①】
- ・河川関連施設の老朽化対策【1-3②】

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

- ・津波浸水想定の設定【1-2①】
- ・津波ハザードマップの作成【1-2②】
- ・津波避難計画の策定【1-2③】

「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

- ・洪水ハザードマップの作成【1-3③】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定（水害）【1-3④】

「土石流・崖崩れ等の報等が伝達されない」ことを回避するための推進方針

- ・（再掲）1-4①（戸別受信機の設置）

「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ・土砂災害対策施設の整備【1-4②】
- ・土砂災害対策施設の老朽化対策【1-4③】
- ・土砂災害警戒区域等の指定【1-4④】
- ・土砂災害ハザードマップの作成【1-4⑤】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）【1-4⑥】

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ・道路除雪等による冬期の交通確保【1-5①】

「町民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ・緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備【1-6⑤】
- ・Jアラートによる情報伝達【1-6⑥】
- ・避難勧告等の判断基準等の策定【1-6⑦】
- ・（再掲）1-2③（津波避難計画の策定）
- ・（再掲）1-3④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害））
- ・（再掲）1-4⑥（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害））

「備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ・県との共同備蓄物資の整備【2-1①】
- ・民間事業者との物資調達協定の締結【2-1②】

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ・自助による備蓄の促進【2-1③】
- ・避難所への備蓄の促進【2-1④】
- ・物流事業者との物資輸送、保管協定の締結【2-1⑤】
- ・物資の輸送、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定、運用【2-1⑥】

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ・孤立する恐れのある地区の現状把握【2-2①】
- ・通信手段の確保【2-2②】

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

- ・孤立予防対策【2-2③】
- ・（再掲）1-2①（河川改修等の治水対策）
- ・（再掲）1-3②（土砂災害対策施設の整備）
- ・発電機など電力の確保【2-2④】
- ・緊急物資の備蓄【2-2⑤】

- ・道路施設の老朽化対策【4-1②】
- ・道路の防災対策【4-1③】

「避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

- ・公園、学校における避難場所機能の確保【2-4④】

「道路網が寸断される」ことを回避するための推進方針

- ・幹線道路等の整備【4-1①】
- ・(再掲)4-1②(道路施設の老朽化対策)
- ・(再掲)4-1③(道路の防災対策)

「ダム(県施設)が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ・県との連絡体制の強化【6-1③】

「防災施設が損壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ・河川、土砂災害対策関連施設の老朽化対策【6-1④】
- ・(再掲)1-3②(河川関連施設の老朽化対策)
- ・(再掲)1-4③(土砂災害対策施設の老朽化対策)

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

- ・治山対策【6-2①】

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ・災害対応に不可欠な建設業との連携【7-2①】

(カ)農林水産・環境

施策方針

「漁港施設の機能が停止する」ことを回避するための推進方針

- ・防災拠点漁港の耐震化【4-1④】

「ため池が決壊、または機能不全に陥る」ことを回避するための推進方針

- ・ため池ハザードマップの整備【6-1①】
- ・農業用ため池の整備【6-1②】

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための推進方針

- ・農業、農村の多面的機能の確保【6-2②】
- ・農業水利施設の保全管理【6-2③】
- ・森林整備【6-2④】

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ・災害廃棄物処理等の協力体制の構築【7-1①】
- ・災害廃棄物の処理体制の整備【7-1②】

<横断的分野>

(キ)地域づくり・リスクコミュニケーション

区分	施策方針
ハザードマップ・避難勧告等の判断基準の策定	(津波) ・(再掲)1-2②(津波ハザードマップの作成) ・(再掲)1-2③(津波避難計画の策定) (水害) ・洪水ハザードマップの作成【1-3③】 ・避難勧告等の判断基準等の策定(水害)【1-3④】 (土砂災害) ・土砂災害警戒区域等の指定【1-4④】 ・土砂災害ハザードマップの作成【1-4⑤】 ・避難勧告等の判断基準等の策定(土砂災害)【1-4⑥】
自助・共助(自主防災組織、防災訓練、備蓄等)	・自主防災活動の充実、強化【1-7①】 ・地域の防災、避難訓練の実施【1-7②】 ・防災講座の充実【1-7③】 ・学校における防災教育の充実【1-7④】 ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-7⑤】 ・自助による備蓄の促進【2-1③】 ・避難所への備蓄の促進【2-1④】 ・災害ボランティアセンターの設置、運営【7-2②】 ・災害ボランティアコーディネーターの養成【7-2③】
消防団	・消防団への加入促進【2-3③】 ・消防団員の技術力の向上【2-3④】
コミュニティ	・孤立する恐れのある地区の現状把握【2-2①】 ・通信手段の確保【2-2②】 ※孤立地区対策 ・発電機など電力の確保【2-2④】 ※孤立地区対策 ・緊急物資の備蓄【2-2⑤】 ※孤立地区対策 ・地域応援プランによる支援【7-3①】

(ク)老朽化対策

区分	施策方針
各施設の老朽化対策	・河川関連施設の老朽化対策【1-3②】 ・土砂災害対策施設の老朽化対策【1-4③】 ・道路施設の老朽化対策【4-1②】 ・水道施設の老朽化対策【4-3②】 ・消火栓の老朽化対策【4-3④】 ・下水道施設の老朽化対策【4-4②】 ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の老朽化対策【4-4⑤】 ・農業用ため池の整備【6-1②】 ・農業水利施設の保全管理【6-2③】

第4章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源の中で、本町の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。

本町では、国及び県の計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

<施策重点化の視点>

1	影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか。
2	緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか。

2 重点施策の選定【STEP5】

第2章「脆弱性評価結果のポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても重点施策を中心に「取り組み内容」と「重要業績評価指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

<目標1> 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

(最悪の事態 1-1)を回避

大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を推進します。また、町で管理している町営住宅及び地域活性化住宅については、耐震化のほか、予防保全的観点から、建物の損傷等が激しくなる前に、耐用年限(木造30年)の経過した住宅から順次、長寿命化を図っていきます。

NO	取り組み内容	施策分野
1	本町における住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援「八峰町住まいづくり応援事業(耐震診断及び耐震改修に対する支援)」を継続して実施するほか、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者を減少させるため、住宅用火災警報器設置等の普及啓発を推進します。併せて、町で管理している町営住宅及び地域活性化住宅については、耐震化のほか、予防保全的観点から、住宅の長寿命化を図っていきます。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【建設課】
2	公共特定建築物、学校施設等について、利用者等の安全確保はもちろん、災害時の拠点機能の確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等により、計画的に耐震化等を進めます。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【防災まちづくり室、学校教育課】
3	空き家調査や住民からの通報等により、危険な空き家やブロック塀等と判断された場合は、所有者に対し、改善指導するとともに、「八峰町安全安心なまちづくり推進事業(空き家の除却及びブロック塀の除却・改修等に対す	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【防災まちづくり室】

	る支援事業)」の活用を促すなど、事故等防止に向けた対策を推進する。	
--	-----------------------------------	--

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	耐震改修促進計画策定	策定済み	-
2	町営住宅長寿命化計画策定	策定済み	-
3	「八峰町安全安心なまちづくり推進事業(空き家の除却及びブロック塀の除却・改修等に対する支援事業)」の創設	創設済み	-
4	住宅(町営住宅及び地域活性化住宅は除く。)向けに「八峰町安全安心なまちづくり推進事業(空き家の除却及びブロック塀の除却・改修等に対する支援事業)」の創設	創設済み (令和元年度～)	-
5	住宅(町営住宅及び地域活性化住宅は除く。)の耐震化	79%	85%
6	町営住宅及び地域活性化住宅の耐震化	100%	-
7	公共特定建築物の耐震化率	100%	-
8	町営住宅及び地域活性化住宅の火災警報器の設置率	100%	-
9	町営住宅及び地域活性化住宅の長寿命化(戸数)	0戸	5戸

《最悪の事態 1-2)を回避

大規模津波等による死傷者の発生を回避するため、津波ハザードマップ及び平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法を定めた「津波避難計画」の策定をし、避難行動を速やかにとれるよう周知徹底を図ります。

NO	取り組み内容	施策分野
1	津波ハザードマップ及び、避難指示(緊急)の発令基準等を定める「津波避難計画」を策定します。	<個別施策分野> (オ) 国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	津波ハザードマップの作成	作成済み	更新 (令和2年度)
2	津波避難計画の策定	未策定	策定予定 (令和6年度)

(最悪の事態 1-3)を回避

集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街の浸水を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化対策を推進します。また、洪水ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)を更新します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を進めるとともに、河川関連施設について、国・県と連携して、老朽化対策を計画的に推進します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【建設課】
2	想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
3	避難勧告、避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)」を策定します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	流下能力の調査・分析や堆積土砂の撤去、樹木伐採等の実施	未実施 (0河川)	7河川
2	洪水ハザードマップの策定	未策定	策定予定 (令和6年度)
3	避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)の策定	策定済み	-

(最悪の事態 1-4)を回避

大規模な土砂災害等による死傷者の発生を回避するため、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進します。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)を更新します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備、促進します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
2	県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
3	避難勧告、避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)」を策定します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	土砂災害ハザードマップの策定	未策定	策定予定 (令和2年度)
2	避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土)	策定済み	-

	砂災害)の策定	
--	---------	--

(最悪の事態 1-5)を回避

暴風雪及び豪雪による死傷者の発生を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図ります。

NO	取り組み内容	施策分野
1	効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【建設課】
2	老朽化の進んだ除排雪車両を順次更新し、冬期間の通勤、通学など、住民生活に支障が出ないように、計画的に除排雪車両を更新していきます。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【建設課】
3	積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、県及び町のリフォーム事業等による取り組みを推進します。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【建設課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	除雪計画の見直し	実施済み (2年毎に見直し)	-
	除排雪業務最低補償制度の構築	未策定	策定予定 (令和2年度)
3	除排雪車両数の維持(更新) ※1)大型ロータリ/3台 2)小型ロータリ/3台 3)ドーザ/8台	14台	14台
4	凍結抑制剤散布機の維持(更新) ※1)2tトラック車載用/1台 2)4tトラック車載用/1台	2台	2台
5	防雪柵の設置(町道数) ※1)町道目名瀧大沢線	0路線	1路線
6	リフォーム等に対する支援	実施済み (平成22年～)	-

(最悪の事態 1-6)を回避

情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制の強化を図ります。

NO	取り組み内容	施策分野
1	政府共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークである LGWAN 接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【企画財政課】
2	県総合防災課(県災害対策本部)と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」(平成27年4月運用開始)の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】

3	Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、町等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】
4	住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】
5	国からの災害関連情報を受信する「全国瞬時警報システム」(Jアラート)の確実な運用のため、国や県と連携し、定期的な運用試験等を実施します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	LGWAN回線数	2回線	2回線 (維持)
2	県情報集約配信システムの導入	導入済み	-
3	県総合防災情報システム操作訓練の定期実施	実施済み	-
6	Jアラート自動起動装置整備	整備済み	-

《最悪の事態1-7》を回避

防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図ります。

NO	取り組み内容	施策分野
1	地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成、各種訓練の実施を働きかけます。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】
2	児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を推進します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室、学校教育課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	自主防災組織率	12.8%	20.0%
2	防災講座(防災まちづくり室及び消防)の実施回数	0回	2回
3	防災訓練等を実施する学校の割合	100%	100%

＜目標 2＞ 大規模自然災害発生直後の避難所等への移動、及び救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。

（最悪の事態 2-1）を回避

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、県及び町の共同備蓄品目の計画的な整備や避難所への備蓄を進めるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結など、大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	県と町の共同備蓄品目について、本町では平成 29 年度に目標量を確保しており、今後は、賞味期限のある食料、飲料水等を計画的に更新します。	＜個別施策分野＞ （オ）国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
2	災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めます。	＜個別施策分野＞ （オ）国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
3	避難所となる施設、特に一次避難所への備蓄及び計画的な更新を進めます。	＜個別施策分野＞ （オ）国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
4	災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努めます。	＜個別施策分野＞ （オ）国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和 2 年 3 月)	目標 (令和 7 年 3 月)
1	県との共同備蓄物資の目標達成	100%	-
2	災害時における物資の供給に関する協定の締結	1 締結	2 締結
3	物資を備蓄している避難所数	6 施設	-
4	物流事業者との物資輸送・保管協定の締結	1 締結	2 締結

（最悪の事態 2-2）を回避

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進するとともに、孤立する恐れのある地区の現状把握や通信手段・電力・備蓄物資の確保等の予防対策を推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	孤立する恐れのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等の予防対策を進めます。	＜個別施策分野＞ （オ）国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
2	河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策・防災対策を推進します。	＜個別施策分野＞ （オ）国土保全・交通・物流 【建設課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和 2 年 3 月)	目標 (令和 7 年 3 月)
1	携帯電話サービスエリアの人口割合	100%	-

2	衛星携帯電話を配備している地区	1 地区	-
---	-----------------	------	---

(最悪の事態 2-3)を回避

消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を回避するため、消防施設等の整備を促進します。また、消防団員の確保のための広報活動を行うほか、機能別消防団員の入団、消防団協力事業所等の認定等の取り組みを促進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていきます。また、大規模災害等により消防庁舎が被災したときに、代替施設を指定して遅滞なく業務継続を図ります。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】
2	社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図ります。また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	消防団員数の条例定数充足率	77.6%	90.0%
2	消防団協力事業所数	1 事業所	2 事業所
3	消防団応援の店事業所数	0 事業所	3 事業所
4	消防団員の消防学校教育訓練受講者数	0 人	4 人

(最悪の事態 2-4)を回避

避難所等の確保及び機能強化を図ります。

NO	取り組み内容	施策分野
1	指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称、位置等について、新たな防災マップを作成するなど周知を図ります。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】
2	既存避難所の機能強化を図るとともに、避難時の安全対策として避難ルートにLED街路灯を設置します。また、海岸沿いに位置する自治会について、自治会の高台に防災機能を備えた自治会館(コミュニティセンター)を設置します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	指定緊急避難場所の指定数	9 施設	-
2	指定避難所の指定数	64 施設	-
3	福祉避難所の指定数	5 施設	-

4	避難所開設・運営マニュアルの策定	策定済み	-
5	太陽光発電設備の設置 ※1) 旧八森中学校／10.0kw(済) 2) 八峰中学校／10.0kw(済) 3) 八森小学校／10.0kw(済) 4) 峰浜小学校／10.0kw(済) 5) 旧埴川小学校／10.0kw(済)	設置済み (5箇所)	-
6	リチウム蓄電池の設置 ※1) 旧八森中学校／5.6kva(済) 2) 八峰中学校／7.2kva、2.0kva(済) 3) 八森小学校／7.2kva、2.0kva(済) 4) 峰浜小学校／10.0kva(済) 5) 旧埴川小学校／5.6kva(済)	設置済み (5基)	-
7	誘導灯の設置 ※1) 旧八森中学校／7基(済) 2) 八峰中学校／3基(済) 3) 八森小学校／7基(済) 4) 峰浜小学校／5基(済) 5) 旧埴川小学校／5基(済) 6) 旧岩館小学校／7基(済)	設置済み (34基)	-
8	非常用発電装置の設置 ※1) 旧八森中学校／20.0kva(済) 2) 八峰中学校／20.0kva(済) 3) 八森小学校／20.0kva(済) 4) 峰浜小学校／20.0kva(済) 5) 旧埴川小学校／20.0kva(済) 6) 旧岩館小学校／20.0kva(済)	設置済み (6基)	-
9	防災機能を備えた自治会館(コミュニティセンター)数 ※1) 滝の間コミュニティセンター (H25済) 2) 岩館コミュニティセンター	1施設	2施設

〔最悪の事態 2-5〕を回避

医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺を回避するため、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制強化を推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	災害発生時、最も重要なのが、自ら身を守る「自助」ですが、要援護者は、その身体的特性等から「自助」が困難である場合が想定されます。このため災害発生時に、要援護者を支援するための「災害時要援護者避難支援計画」を策定します。	<個別施策分野> (ウ)保健医療・福祉 【福祉保健課】
2	県との連携により、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動等を円滑に提供します。	<個別施策分野> (ウ)保健医療・福祉 【福祉保健課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	災害時要援護者避難支援計画の策定	策定済み	-

(最悪の事態 2-6)を回避

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を回避するため、平時からの定期予防接種を促進させるほか、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種を促進するとともに、広報等を通じて予防知識の普及、啓発に努めます。	<個別施策分野> (ウ)保健医療・福祉 【福祉保健課】
2	衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生・防疫体制強化のための研修会等を実施します。	<個別施策分野> (ウ)保健医療・福祉 【福祉保健課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	麻しん、風しん混合ワクチン接種率 (1歳～2歳未満)	95.7%	100.0%
2	麻しん、風しん混合ワクチン接種率 (5歳)	100.0%	100.0%
3	麻しん、風しん混合ワクチン接種率 (S37.4.2～S54.4.1生)	21.6%	30.0%

<目標 3> 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。

(最悪の事態 3-1)を回避

行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、非常用電源装置(再生可能エネルギー等)を設置するとともに、業務継続計画(BCP)を策定します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	本町では、災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「業務継続計画(BCP)」を策定済みですが、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに、さらなる職員への周知に努めます。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室】
2	行政施設の大幅な機能低下を回避するため、リチウム蓄電池や太陽光発電設備等を設置します。	<個別施策分野> (ア)行政機能等 【防災まちづくり室、企画財政課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	業務継続計画(BCP)の策定	策定済み	-
2	リチウム蓄電池の設定(14.3kwh)	設置済み	-
3	太陽光発電設備の設置(20kw)	設置済み	-

4	非常用発電装置の設置(90kva)	設置済み	-
---	-------------------	------	---

<目標 4> 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

(最悪の事態 4-1)を回避

地域交通ネットワークが分断する事態を回避するため、道路、橋梁、漁港等の各施設について、計画的な整備、耐震化などの防災対策及び老朽化対策を推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、電線地中化など国道及び県道の整備に協力するとともに、町道や橋梁等の計画的な整備を推進します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【建設課】
2	災害時に重要な役割を担う各施設について、計画的に老朽化対策及び耐震化対策を推進します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【建設課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	道路長寿命化計画策定	未策定	策定予定 (令和2年度)
2	橋梁長寿命化計画策定	未策定	策定予定 (令和2年度)
3	町道の新設(路線数) (ただし、新設後に避難経路となる町道に限る。) ※1)町道中浜中通線(R3 完成予定)	0 路線	1 路線
4	町道拡幅(路線数) (ただし、避難経路に含まれる町道に限る。) ※1)町道小入川岩館線(R2 完成予定) 2)町道明神長根線(R3 完成予定)	0 路線	2 路線
5	町道舗装補修等(路線数) (ただし、避難経路に含まれる町道に限る。) ※1)町道沼田田中線(R1 済) 2)町道石川東3号線(R1 済) 3)町道カッチキ台中央線(R1 済) 4)町道小入川岩館線(R2 完成予定) 5)町道大沢大野線(R4 完成予定) 6)町道石川幹線(R3 完成予定) 7)町道観海浜通線(R6 完成予定) 8)町道大槻野線(R4 完成予定) 9)町道小手萩線(R4 完成予定) 10)町道滝の間繫線(R7 完成予定)	3 路線	10 路線
6	橋梁長寿命化 (Ⅲ判定以下の橋梁数:15 橋) ※1)日和見橋(R1 済) 2)田中橋(R1 済) 3)神陣橋(R2 着手、R3 完成予定) 4)苗吉橋(R2 着手、R3 完成予定) 5)岩小歩道橋/JR 跨線橋(R2 着手、R4 完成予定)	2 橋	15 橋

	6) 観海橋 (R3 着手、R4 完成予定) 7) 本館橋 (R2 完成予定) 8) 上の川橋 (R2 完成予定) 9) 高野々橋 (R2 完成予定) 10) 内荒巻橋 (R3 着手、R4 完成予定) 11) 川向橋 (R3 以降着手予定) 12) 北夏井橋 (R2 完成予定) 13) 第2 北夏井橋 (R2 完成予定) 14) 茂浦浜橋 (R3 以降着手予定) 15) ウルシ沢橋 (R3 以降着手予定)		
7	橋梁耐震化 (未耐震橋梁数:2 橋) ※1) 岩小歩道橋/JR 跨線橋 (R3 着手、R6 完成予定) 2) 観小歩道橋/JR 跨線橋 (R3 着手、R6 完成予定)	0 橋	2 橋
8	漁港の基盤整備及び機能保全事業の(全体)進捗率 ※1) 基盤整備__岩館漁港(H29～) 2) 基盤整備__八森漁港(H29～) 3) 機能保全__岩館漁港(H25～) 4) 機能保全__八森漁港(H24～)	54.8% (64.5% 30.0% 78.3% 70.8%)	70.0%

(最悪の事態 4-2)を回避

電気、石油等の供給機能の停止を回避するため、各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	本町では、秋田県石油商業協同組合能代山本支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。	<個別施策分野> (エ)産業・エネルギー・情報通信 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	災害時緊急車両、避難所用の石油類燃料の安定供給	1 締結	-

(最悪の事態 4-3)を回避

上水道等の長期間にわたる機能停止を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	上水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、アセットマネジメントにより、施設の老朽化対策を進めます。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【建設課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	アセットマネジメントの策定	未策定	策定予定 (令和3年度)

2	水道ビジョン見直し計画の策定	未策定	策定予定 (令和4年度)
3	塙簡水導水管及び配水管更新	未更新	策定予定 (令和6年度)

(最悪の事態 4-4)を回避

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を回避するため、下水道施設、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の耐震化・老朽化対策を計画的に推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	大地震発生時における最低限必要な汚水処理機能確保のため、下水道施設、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設のストックマネジメント計画を策定します。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【建設課】
2	下水道施設、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の機能診断の早期実施と、計画的な耐震化・老朽化対策を推進します。併せて、沿岸部に近い施設については、浸水対策についても検討していきます。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【建設課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	重要な幹線等の耐震化率	100%	-
2	業務継続計画(BCP)の策定	策定済み	-
3	地震対策上重要な処理場の耐震化率	100%	-
4	特定環境保全公共下水道統合に関する計画の策定	未策定	策定予定 (令和2年度)

(最悪の事態 4-5)を回避

電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)や公衆無線 LAN(Wi-Fi)を整備します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	災害時における通信機能の停止を回避するため指定避難所等に災害時用公衆電話及び公衆無線の設備を強化します。	<個別施策分野> (イ)インフラ・住環境 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	指定避難所等への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置数	災害時のみ設置	災害時のみ設置

<目標 5> 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。

(最悪の事態 5-1)を回避

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を回避するため、町内企業等の業務継続計画(BCP)策定を促進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	町内企業等の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めます。	<個別施策分野> (エ)産業・エネルギー・情報通信 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	町内企業への普及、啓発活動	未実施	実施

<目標 6> 制御不能な二次災害を発生させない。

(最悪の事態 6-1)を回避

ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	防災重点ため池について、県と連携しながらハザードマップを周知するとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池についても、県と連携しながら補修・補強等を進めます。	<個別施策分野> (カ)農林水産・環境 【防災まちづくり室、農林振興課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	防災重点ため池地区ハザードマップの公表数	3	-

(最悪の事態 6-2)を回避

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を回避するため、治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区を周知します	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【農林振興課】
2	条件が不利な中山間地域等の水田畑地化の推進や担い手への農地集積・集約化を図ることにより、農地の保全に資するほか、地域特産物や高収益作物の導入による農業生産活動を支援します。	<個別施策分野> (カ)農林水産・環境 【農林振興課】

3	土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、町森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に掲載されている林道・林業専用道 10 路線の整備を進めるとともに、町有林の森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進します。	<個別施策分野> (カ)農林水産・環境 【農林振興課】
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

《指標》

NO	項目	現状 (令和 2 年 3 月)	目標 (令和 7 年 3 月)
1	林道路網整備	30 路線	31 路線 (開設 1 路線、改良 3 路線)
2	中山間地域における水田畑地化整備	7.8ha	9.8ha
3	米代川地域森林計画に定める間伐等の森林整備	3,997ha	3,997ha

<目標 7> 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(最悪の事態 7-1)を回避

災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態を回避するため、災害廃棄物処理計画の策定など災害時の処理体制の構築等を強化します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	秋田県産業廃棄物協会等との協定に基づく協力体制や関係機関との連携を強化するとともに、災害廃棄物処理計画を策定します。	<個別施策分野> (カ)農林水産・環境 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和 2 年 3 月)	目標 (令和 7 年 3 月)
1	災害廃棄物処理計画の策定	策定済み	-

(最悪の事態 7-2)を回避

復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、災害ボランティアの受け入れ体制を構築します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	災害復旧協定を締結している建設関係団体等との連携を強化します。	<個別施策分野> (オ)国土保全・交通・物流 【防災まちづくり室】
2	大規模災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定するとともに、秋田県社会福祉協議会との連携による「災害ボランティアコーディネーター」養成研修の受講を推進します。	<個別施策分野> (ウ)保健医療・福祉 【防災まちづくり室、福祉保健課】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	災害時町管理施設の災害復旧	1施設	-

(最悪の事態 7-3)を回避

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、地域応援プラン等により、地域の活動をさらに支援します。

NO	取り組み内容	施策分野
1	地域応援プランの活用により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援します。	<個別施策分野> (ウ)保健医療・福祉 【防災まちづくり室】

《指標》

NO	項目	現状 (令和2年3月)	目標 (令和7年3月)
1	地域応援プラン活動実施累計団体数	0団体	1団体

3 推進体制

計画の推進にあたっては、第3章の「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県・民間事業者・団体と連携して関連施策の着実な推進を図るものとします。

第5章 計画の見直し

関係各課長で構成する「八峰町国土強靱化地域計画検証委員会」による進捗管理のもと、毎年行われる行政協力員会議や自治会要望等を通じて情報等を収集するとともに、県・民間ライフライン事業者・団体等からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や重要業績評価指標等の見直し等も適宜行うこととします。

本計画の推進期間は、本町の将来像を見据えつつ令和2年度から令和6年度(第2次八峰町総合計画及び第2期八峰町まち・ひと・しごと創生等の改訂により、指標数値は随時見直します。)までとし、各施策の進捗状況や日標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルを繰り返す(次の①→②→③→④→⑤→①…)ことにより、本計画を推進します。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について重点化し、計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取り組みを見直し・改善

本町の国土強靱化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加えるものとします。

